

次世代育成支援対策推進法に基づく光市特定事業主行動計画

平成22年3月31日

光市長	市川 熙
光市議会議長	中本 和行
光市選挙管理委員会	
委員長	岡室 勝
光市代表監査委員	山本 武男
光市公平委員会	
委員長	矢倉 茂生
光市農業委員会	
会長	田村 耕一
光市水道事業管理者	福島 正義
光市病院事業管理者	守田 信義
光市教育委員会	
委員長	矢野 浩
光地区消防組合	
管理者	市川 熙
周南東部環境施設組合	
組合長	市川 熙
光地域広域水道企業団	
企業長	市川 熙

I 計画策定にあたって

【計画策定の目的】

この「光市特定事業主行動計画」は、次世代育成支援対策推進法に基づき定められた行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するために策定します。

【改定について】

平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が成立しました。

この法律は、年々少子化が進むなか、次世代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育てられる環境を整えるために、国・地方公共団体・事業所など、様々な主体が社会を挙げて取り組んでいくために作られたものです。

光市は、行政機関としての立場から、次世代育成に取り組むことは当然ですが、同時に一つの事業主として、職員の子どもたちの育成についてもその役割を果たしていかなければなりません。

次世代育成支援対策推進法では、このような考え方から、国や地方公共団体を「特定事業主」として定め、職員の子どもたちの健やかな育成のための計画（特定事業主行動計画）を策定するよう求めており、本市では、平成17年3月に5カ年を計画期間として策定しました。

5カ年の計画期間中、職員の「仕事」と「家庭」の両立をより一層支援するため、職員が職務から仕事から離れることなく育児ができるよう、育児短時間勤務制度を導入するなど、子育てを支援する制度の拡充を行うなど、計画を推進してきました。

今回、この計画期間が終了したことから、再度職員の仕事と子育ての両立をより一層推進していくため改定するものです。

II 計画期間

次世代育成支援対策法は、平成17年度から平成26年度までの10年間の時限立法です。

このため、改定後の計画期間は、平成22年4月1日～平成27年3月31日までの5カ年を計画期間とします。

III 計画の推進体制等

- 1 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、各部局における人事担当者等を構成員とした行動計画推進委員会を設置します。
- 2 次世代育成支援対策に関する諸制度等について、研修・講習、情報提供に努めます。
- 3 仕事と子育ての両立について、人事課を窓口として、相談・情報提供を行います。
- 4 啓発資料の作成・配付、研修・講習等の実施により、行動計画の内容を周知徹底します。

- 5 本計画の実施状況については、行動計画推進委員会において把握した結果や職員のニーズ等を踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直しを図ります。

IV 計画目標の内容

職員のライフサイクルの中では、子の育児・養育期間だけでなく、自分自身の病気、家族の看護、親の介護など、仕事だけに専念できない職業生活と家庭生活を両立させなければならない時期が必ずあるものと思います。

そのような時期においても、相互に助け合い、誰もが働きやすい職場づくりのため、既存制度の周知徹底や制度を利用しやすい職場環境の醸成など、職員の意識改革に重点を置いた取組を次の通り進めます。

なお、計画の実施時期としては、それぞれの内容を計画期間内において、速やかに実施するよう努めることとします。

1 全ての職員を対象とした取組について

～仕事と家庭生活の両立～

(1) 時間外（休日）勤務の縮減

ア 時間外勤務の制限等

- ・ 小学校就学始期に達するまでの子ども養育する職員の深夜勤務及び時間外（休日）勤務を制限する制度について、周知徹底を図ります。
- ・ 3歳に達するまでの子どもを養育する職員の時間外（休日）勤務を免除する制度について、周知徹底を図ります。

イ 一斉定時退庁日等の実施

- ・ 定時退庁日（毎週水曜日）には、庁内放送及び電子メール等による注意喚起を図るとともに、管理職員による定時退庁の率先垂範を行います。
- ・ 管理職員の巡回指導による定時退庁の率先垂範を行います。
- ・ 定時退庁ができない職員が多い部署を人事担当課が把握し、管理職員へ事務分担の見直し指導や職員配置の再検討を行います。

ウ 事務の簡素合理化の推進

新たに事業等を実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分

検討し、既存の事業との関係を整理し、代替的に廃止できるものは廃止に努めます。

エ 時間外（休日）勤務の縮減のための意識啓発等

- ・時間外（休日）勤務の上限の目安時間年間 240 時間）の設定等を内容とする時間外（休日）勤務縮減のための周知徹底を図ります。
- ・時間外（休日）勤務縮減の取組の重要性について、管理職を含む職員への意識啓発を図ります。

(2) 休暇の取得の促進

ア 年次休暇の取得の促進

- ・部長会議等の場において、担当部署から定期的に休暇の取得促進を徹底させ、職場の意識改革を行います。
- ・管理者に対して、部下の年次休暇の取得状況を把握させ、計画的な年次休暇の取得を指導させます。
- ・安心して職員が年次休暇の取得ができるよう、事務処理において相互応援ができる体制の整備に努めます。

イ 連続休暇等の取得の促進

- ・月、金と休日を組み合わせて年次休暇を取得する「ハッピーマンデー」、「ハッピーフライデー」の促進を図ります。
- ・国民の祝日や夏季休暇とあわせた年次休暇の取得促進を図ります。
- ・職員やその家族の誕生日、結婚記念日等の家族の記念日における年次休暇の取得促進を図ります。
- ・ゴールデンウィークやお盆期間における公式会議の自粛を行います。

ウ 子どもの看護を行うための特別休暇の取得の促進

子どもの看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員に対して、100%取得できる雰囲気醸成を図ります。

2 子育て中の職員を対象とした取組について

～ 妊娠、出産、育児に関して ～

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ア 妊娠中の特別休暇の周知
母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図ります。
- イ 経済的支援制度の周知
出産費用の給付等の経済的支援措置について、周知徹底を図ります。
- ウ 業務分担の見直し
妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行います。
- エ 時間外勤務等の制限
妊娠中、又は出産後1年を経過しない職員に対しては、請求に基づき、深夜勤務、時間外（休日）勤務について制限します。
- ・深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）の勤務を制限
 - ・1週間につき38時間45分、1日につき7時間45分を超えた労働の制限
- (2) 子どもの出産時における父親の休暇の取得の促進
子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得促進について周知徹底を図ります。
- (3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備
- ア 育児休業・部分休業制度等の周知
- ・育児休業等に関する資料を各部局等に通知・配付し、制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進について、周知徹底を図ります。
 - ・妊娠を申し出た職員に対し、育児休業等の制度・手続きについて、個別に説明を行います。
 - ・研修等の機会を通じて、育児休業制度等の制度説明を行います。
- イ 育児休業・部分休業を取得しやすい雰囲気醸成
育児休業の取得の申し出があった場合、事例ごとに当該部署において業務分担の見直しを行います。
- ウ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

育児休業中の職員に対して、休業期間中の広報紙や通達等の送付等を行います。

エ 育児休業に伴う臨時的任用制度の活用

部内の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、臨時的任用制度の活用による適切な代替要員の確保を図ります。

オ 勤務時間の適切な割振り

早出・遅出勤務又は時差出勤を行っている職場においては、保育園送迎等を行う職員に配慮して勤務時間を割り振ります。

以上のような取組を通じて、育児休業等の取得率を、

男性 5%（国の目標通知 10%）

女性 100%

の達成に努めます。

3 その他の取組について

(1) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識の是正のための取組など
職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の啓発を進めるとともにセクシュアルハラスメントの防止の周知徹底を図ります。

(2) 子育てバリアフリー

ア 外部からの来庁舎の多い庁舎において、乳幼児と一緒に安心して利用できるベビーベットの設置等を計画的に行います。

イ 子どもを連れて人が気兼ねなく来庁できるように親切な応接など、ソフト面でのバリアフリーの取組を推進します。

(3) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

子どもを交通事故等から守る見守り活動などの実施や支援に努めます。

V 参考資料

- 1 「仕事と子育て」の両立支援制度の概要
- 2 光市特定事業主行動計画推進委員会設置要綱

「仕事と子育て」の両立支援制度の概要

両立支援策		内 容	期 間
育児休業等	育児休業	子を養育するために認められる休業	子が3歳に達するまで
	育児短時間勤務	子を養育するために認められる短時間勤務 ・1日/3時間55分、週/5日勤務 ・1日/7時間45分、週/3日勤務 など	子が小学校就学の始期に達するまで
	育児時間 (部分休業)	子を養育するために認められる時間 (30分単位、1日2時間以内)	子が小学校就学の始期に達するまで
特別 休 暇	産前の休養	6週間（多胎妊娠の場合は、14週間）以内に 出産予定の女性職員に与えられる休暇	産前6週間 ※多胎妊娠の場合14週間
	産後の休養	出産した女性職員に与えられる休暇	出産の翌日から8週間 ※但し、産後6週間を経過した職員が申し出て、医師が支障ないと認めた場合を除く
	職員育児の時間	職員が授乳等を行う場合に与えられる休暇	その都度必要と認める時間
	妻の出産	妻の出産に伴う入退院や出産の付添等を行う 男性職員に与えられる休暇	2日を超えない範囲で 必要と認める期間
	育児参加のための 休暇	妻の産前産後期間中に当該出産に係る子、又は 小学校就学始期に達するまでの子を養育する 男性職員に与えられる休暇	5日（日又は時間）
	子の看護のための 休暇	中学校就学始期に達するまでの子を養育する 職員が子を看護（看病、疾病予防のための予 防接種・健康診断など）する必要がある場合 に与えられる休暇	5日（日又は時間） ※中学校就学の始期に達する までの子が2人以上の場合 は、10日
	短期介護休暇	配偶者、父母、子等の介護や通院の付添等の 必要な世話をする職員に与えられる休暇	5日 ※要介護者が2人以上の場合 は、10日

その他	早出遅出勤務	小学校就学に始期に達するまでの子を養育する職員、放課後児童クラブに託児している小学生の子を迎えに行く職員、又は配偶者、父母、子等を介護する職員に、1日の勤務時間を変更することなく始業・終業時刻を変更して勤務させる制度。 ・ 7時 ～ 15時 45分 ・ 10時 ～ 18時 45分 ・ 13時 ～ 21時 45分 の勤務体系	子が小学校就学の始期に達するまで放課後児童クラブに託児している小学生の子を迎えに行く間又は、介護を必要とする間
	深夜勤務の制限	小学校就学始期に達するまでの子を養育する職員、又は配偶者、父母、子等を介護する職員の深夜の勤務を制限	子が小学校就学の始期に達するまで、又は介護を必要とする間
	時間外勤務の免除	3歳に達するまでの子を養育する職員の超過勤務を免除	子が3歳に達するまで
	時間外勤務の制限	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員、又は配偶者、父母、子等を介護する職員の超過勤務を月24時間以内かつ年150時間以内に制限	子が小学校就学の始期に達するまで、又は介護を必要とする間

妊娠中等の特別休暇

保健指導、健康診査のための休暇	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が、母子保健法第10条に規定する保健指導、又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合の休暇	次の必要と認める期間 ・ 妊娠23週まで 4週間に1回 ・ 妊娠24週～35週 2週間に1回 ・ 妊娠36週～出産 1週間に1回 ・ 出産後1年まで その間に1回 ※医師等の特別の指示があった場合は、いずれの期間についてもその指示された回数
-----------------	--	---

光市特定事業主行動計画推進委員会設置要綱

平成 17 年 4 月 28 日

訓令第 15 号

(設置)

第 1 条 職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、光市特定事業主行動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 光市特定事業主行動計画（この条において「行動計画」という。）の内容周知、対策の実施及び見直しに関すること

(2) 前号に掲げるもののほか、行動計画に関すること

(組織等)

第 3 条 委員会は、12 人以内の委員をもって組織する。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を総括する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(その他)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 第 4 条の規定にかかわらず、最初の委員の任期は、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

(会議の招集の特例)

3 この訓令の施行後、委員会の最初の会議は、総務部長が招集する。

附 則（平成19年光市訓令第21号）
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。